

<論 説>

ハーディンの「共有地の悲劇」と古典派人口思想

— 特に自由主義との関連において —

森 岡 仁

目 次

- I. はじめに
- II. ハーディンの「共有地の悲劇」
- III. アダム・スミスの人口思想
 - i. スミスの「見えざる手」
 - ii. スミスの自由経済と人口思想
- IV. マルサスの人口原理
- V. ベンサム功利主義と人口思想
- VI. ミルの自由主義と人口思想
- VII. ミルの精神的危機
- VIII. おわりに

I. はじめに

生物学者ハーディン(Garrett Hardin)が「共有地の悲劇」¹を著した1968年当時の世界人口は、途上国を中心に急増を続け、史上最高の増加率を記録していた。世にいう人口爆発の時期である。60年代後半の世界の人口増加率は年平均2%に達し、途上地域における2.5%を上回る爆発的増加率は、マルサスがいう25年倍加説の再現であった。

このような世界の人口動向に対し人口増加抑制運動も大きな高まりを見せ、ハーディンの論文と同年に出たアリックの『人口爆弾』²は、地球規模での人口増加ゼロを訴え、その翌年に発表された合衆国大統領ニクソンによる「人口教書」³は、世界の幾何級数的人口増加に警鐘を鳴らすものであった。その後も人口増加

抑制に関する動きは活発化したが、最終的には石油危機を経て人口増加が沈静化に向ったことは周知の事実である。

本稿では、地球規模で人口増加抑制に邁進していた時期に登場したハーディンの「共有地の悲劇」が、そこに言及されているスミス(Adam Smith)とベンサム(Jeremy Bentham)、その他マルサス(Thomas R.Malthus)やミル(John S.Mill)の自由主義的人口思想とどのように関連しているのか探してみたい。

II. ハーディンの「共有地の悲劇」

地球の有限性 ハーディンは「共有地の悲劇」の冒頭で、人口問題には技術的解決策が存在し得ないことを強調している。人口問題に苦しむ人々が、現状を全く変えずに過剰人口の弊害を

1 Hardin (1968) pp.1243~8.

2 Ehrlich (1968) 訳 (1974)

3 ニクソン (1969) 訳 (1971) 5~19ページ。

取り除く方法を見い出そうとするのは合理的だとしても、通常考えられているような海洋開発や小麦の新品種の発見といった技術的方法によって人口問題を解決することはできないのである。そこでハーディンはベンサムの最大多数の原理に言及し、有限な地球における人口増加が確実に財の1人当たり分け前を減ずるとすれば、つまり有限な地球が有限な人口しか維持できないとすれば、人口増加は最終的にゼロにならざるを得ないとして、ベンサムのいう最大多数の最大幸福目標は達成できない、と結論づけたのである。そこには2つの理由がある。1つは数学的理由で、複数の変数を同時に最大化することは不可能だということである。他は生物学的理由で、これについては次のように説明している。いかなる生物も生存にはエネルギーを必要とし、それは生命の維持と労働の遂行に使用される。人間は生命維持のために1日1600カロリーを必要とするが、そのためには労働を可能にする労働カロリーが創出されなければならない。しかしこれには通常の労働以外に、運動や音楽演奏、更には詩の作成など凡らゆる享楽に必要なカロリーも含まれる。したがって人口最大化目標の達成は、1人当たり労働カロリーを限りなくゼロに近づけることを意味し、グルメ、余暇、スポーツ、音楽、文学、美術など生命の維持以外にはエネルギーが使用できなくなる。人口の最大化が幸福を最大化しないことは最早明らかであり、ベンサムの目標達成は不可能だというのである。

適度人口 次いで適度人口に言及したハーディンは、いま1人当たり幸福の最大化をもって適度人口とすれば、それは最大人口を下回ることになる。なぜなら最大人口は1人当たり労働カロリーをゼロに近づけることによって、1人当たり幸福を小さくするからである。しかし人によって異なる幸福内容をもつ1人当たり最大幸福を測定するには、共通の判断基準と価値体系を必要とするが、自然界における価値基準は生存survivalだとハーディンはいう。例えば、ある種の生存にとって体は小さくて身を隠せるのが良いか、それとも大きくて力強い方が良い

かといった自然選択の場合、そこには自然界の状況の違いに対応した生存を通じて一つの歩み寄りが見られ、幸福の測定が可能になるのである。人類も自然界のこのプロセスを見習うべきであるが、判断基準の重要性に関する理論構築はまだなされていないし、直観的にもこの問題の解決は見えていない。例えば人口の適度点を直感的に確認したとしても、適度点に到達すると人口増加率はゼロになるが、増加率ゼロで豊かな人口など存在しない。一方、プラスの人口増加率はまだ適度人口に到達していない証拠だとする楽観論もあるが、人口が急増して幸福な国も存在しないのである。

見えざる手 このように論じたハーディンは、適度人口規模に関する研究を前進させるには、現実の人口領域からアダム・スミスの精神を払拭しなければならないとして、スミスが『国富論』で展開した「見えざる手」の考え、つまり自己の利益だけを考える個人は見えざる手によって公共の利益を促進する、という考えの排除を主張する。スミスとその後継者の中で、かかる考えが常に正しいとする者はいなかったが、しかしこれが、その後の合理的分析に基づいた実際の行動を妨げる有力な思想的裏付けになってきたことだけは確かだとハーディンはいう。個人の決定が社会全体を最善に導くというこの仮説が正しいとすれば、現在実施されている再生産の自由放任政策は正当化されるし、また一方では、各人が適度人口を達成するために妊孕力を抑制すると仮定することもできる。しかしこの個人決定仮説が正しくないとするれば、再生産の自由放任と妊孕力抑制の何れが正当なのかを調べるために、個人的自由を再検討する必要があるとしてハーディンが例証したのが、共有地での自由行動が生む悲劇である。

共有地の悲劇 では「共有地の悲劇」とはどのようなものであろうか。いま共有地として誰もが利用できる牧場を考える。牧畜業者はその共有地でできるだけ多くの牛を飼おうとするであろう。このような計画は、部族間争い、密猟、それに疫病などが何世紀にも互って人間と家畜双方の数を扶養力以下に押さえていた時代には

問題なく遂行されるが、社会が安定化してくると、共有地が本来持つ固有の論理が悲劇を生むことになる。それによると、牧畜業者は1人の理性ある存在として常に利益の最大化を求めるが、その際彼は1頭の牛の追加から生ずる効用と不効用を考える。彼は追加した牛1頭を売ることによって収入の全額を獲得するから、効用はプラス1であるのに対して、1頭の追加による過剰放牧から生ずる不効用は全ての業者が分担することになるので、彼が被る不効用はマイナス1の一部に過ぎない。その結果、理性ある牧畜業者がとる常識的行動は、自分の牛の群れにもう1頭を追加することである。このような行動は、共有地を分担しているどの業者も到達する結論であって、そこに悲劇が生ずる。破滅は、共有地の自由を信じる社会において誰もが最善の利益を求めて猛進する目標であり、共有地の自由は結局、全員に破滅を齎すことになるのである。

人口問題 このような共有地の悲劇は以前から学んできたことではあるが、自然選択はそれを心理的に否定する力として作用するから、自分自身所属する社会が損害を被ろうとも、その事実を否定することによって個人的利益を獲得しようとする。この誤った自然の傾向は教育によって阻止できるが、しかし厳格な世襲は常に教育による認識基準を新しいものに変えるのである。このような共有地に関する論理は形を変えて他にも見られるとして汚染問題を取り上げたハーディンは、これを人口密度の関数と捉えることにより、共有地の悲劇を人口問題に関連づけている。いま完全な個人主義的競争が支配する社会において、各家庭の子供は自分自身の資源によってのみ扶養され、国は出産に対し一切関心を持たないとすれば、そこには鳥の世界のような負の自動制御が作用して各人は多産を調整し、共有地の悲劇は発生しない。しかし福祉国家では、共有地に対し平等な権利を持ち、出産の自由を信ずる夫婦を悲劇的な行動へ導くことになる。このように主張したハーディンは、家族を社会の基本単位とし、家族規模の最終的な選択・決定を家族自身に委ねた国連の1967年

世界人権宣言を否定するK.デイヴィスの「家族・世界人口計画」に同調するよう訴えたのである。

出産抑制方法 それでは出産を抑制するにはどうすれば良いのだろうか。ハーディンによると、良心に訴えることによって長期間出産を抑制することはできない。人間というのは様々で、出産制限を訴えると必ず色々な言い訳をし、結果的には、多産な者が次世代において良心的な人間よりも大きな割合を占めるようになる。避妊をする人間種は絶滅状態になり、生殖力のある種に取って代わられることになる。この傾向は世代ごとに顕著となり、長期的には良心は凡て消滅してしまう。

また良心に訴えるには短期的な不利益もある。共有地を利己的に使用している者が良心に沿ってそれを思い留まるよう求められたとき、彼には2つの矛盾した言葉が伝わってくる。1つは、良心に沿って思い留まらないなら、市民としての責任ある行動を取っていないとして公然と非難される。一方思い留まるなら、共有地を利己的に使用する者が他にいる間、彼は愚かな人間だと密かに非難される。これは「二重の拘束」と呼ばれるもので、人間の精神的健康を危険にする現象である。要するに、良心に訴えて罪の意識を引き出そうとするのは不可能であって、いかなる善も罪の意識から生まれることはない。罪の意識を感ずるのは、相手に対してではなく自分自身に対してであり、自分自身の利害ではなく不安に対してである。

強制的社会協定 この心理的不安との関係で良く耳にするのは、責任ある親についてであり、それはある組織が産児調節で使用した表現に見られる。彼らは、一国あるいは世界の子供を生む親に対し責任を教育する大規模な宣伝活動を提案してきたが、ハーディンはその場合の責任とは何を意味するのかを問うている。そして責任というのは良心とは違い、十分な代償を表す模造語だとして、これを「確実な社会協定の成果」と定義している。つまり責任が生ずる前提として、社会協定がなければならないというのである。

責任を創出する社会協定はある種の強制を伴う。共有地における自由な行動を取り締まるには、宣伝によるのではなく、共有地でないことを謳った確実な社会協定を結ぶことによって、禁止行為を行わないよう当事者の自制を道徳心に訴えることである。自制は課税という強制によっても創出可能であるが、しかしハーディンの推奨する強制は、官僚が独断的に決定したのではなく、影響を受ける多くの人々が互いに同意した強制でなければならない。共有地の悲劇を回避するには、税金やその他の方策を設けて、国民がそれを支持する必要がある。

必要性の認識 共有地に代わる現行の私有財産制度の不正を、遺伝学の観点から批判したハーディンは最後に、以下のように要約している。共有地は低い人口密度でのみ正当性が認められ、したがって人口の増加とともに次々と見捨てられてきた。食物採集、農地、牧草地、狩猟や漁場、そしてその後は廃棄物処理場としての共有地に見切りをつけ、さらには自動車、工場、殺虫用スプレー、化学肥料散布、それに原子力汚染の共有地の閉鎖と闘っている。そもそも公共地における弊害の発生は、快樂に関する認識にあった。例えば大衆への情報伝達手段としての音波による宣伝、超音速旅客機の騒音、ラジオ・テレビの広告宣伝による電波汚染、旅行者のための景観汚染などであるが、ハーディンによると、快樂に関しては共有地を非合法化する道はまだ遠いようである。

共有地に新たな囲いを設けようとするなら、それは必ず誰かの個人的自由を侵害することになり、彼らは権利と自由を叫んで反対する。しかし自由とは何を意味するのだろうか。ハーディンは略奪に対応する法律に互いが合意すれば、誰もが以前よりもっと自由になると考える。共有地の論理に閉じ籠もっている者には、世界の破滅を引き起こすことしか自由はないが、法律による強制の必要性に気づくなら、他の多くの目標を自由に追及できるようになる。ヘーゲルを引用してハーディンは、自由とは必

要性を認識することであると定義づけている。我々がいま認識しなければならない最も重要なことは、出産の共有地を捨て去る必要性を認識することである。なぜなら過剰人口による困窮を技術的に解決できないとすれば、出産の自由は全てを破滅に導くことになるからである。その場合多くの者は、自由の放棄という厳しい決定を避けるために、良心や親としての責任を宣伝する誘惑に駆られるが、その誘惑に負けてはならない。良心という自主的行動に訴えることは、長期的には良心そのものの全体的消滅を招くし、短期的には不安を高めることになるからである。

このように論じたハーディンは結論的に、我々にとって最も重要な自由を維持しかつそれを促進する唯一の方法は、出産の自由を速やかに放棄することだと主張する。そして自由とは必要性の認識であるから、出産の自由を捨て去る必要を周知させるには教育の役割が重要であることを強調している。その結果、共有地の悲劇に終止符を打つことができるのである。

Ⅲ. アダム・スミスの人口思想

i. スミスの「見えざる手」

ハーディンの「共有地の悲劇」は以上に見た通りである。要するにハーディンは、有限な地球において誰もが持つ権利として出産の自由を行使するなら、それは結局、過剰人口の悲劇を生み、功利主義のいう最大多数の最大幸福は達成できないし、スミスの「見えざる手」を排除しなければ、一人当たり幸福の最大化は実現できないと考えたのである。本節では、そもそもスミスの自由思想とはいかなるものであったのか考察する。⁴

重商主義による国家中心的な統制経済への反動の中で誕生したスミスの自由主義経済は、極めて楽観的であったことで知られている。各人が持つ自愛心あるいは利己心の赴くままに経済

4 森岡 (1967) 64~79ページ。

を放置するなら、見えざる手の導きによって、個人はもとより、究極的には社会全体の利益をも促進する。それゆえ個人の自由な経済活動を拘束する法律や制度、さらには国による経済への介入さえ不用であり有害であって、極力これを排除すべしというものであった。

このような自然調和的自由思想に立脚した著『国富論』⁵の中心課題は、その表題通り、国をいかに富ますかであった。楽観的経済成長に終始した『国富論』は、研究の書としてだけでなく、現実の経済においては実践の書として広く愛読されていたようである。ボナー (James Bonar) が、悲観的なマルサス『人口論』と対比して、「スミスは誰も読まずに誰もが賞賛する書を残し、マルサスは誰も読まずに誰もが罵倒する書を残した」⁶と表現したように、見えざる手に導かれた経済と人口が発展成長していくスミスの自由放任の楽観思想は、多くの人々の間に幅広く受け入れられていったのである。

このように見てくると、スミスの自由主義は凡てが個人の自由な行動に依拠していたかのようなのであるが、果たしてそうだったのであろうか。かつてロビンズ (Lionel Robbins) がスミスの自由思想について、国家を夜警国家あるいは没国家と呼ばれる低い地位に押し下げようなものではないと結論づけていたように⁷、スミスの自由思想は絶対的自由放任に基づくものではなく、自然調和的自由社会出現の前提として国家の存在があった。グランプ (William D. Grampp) はこれについて次のようにいう。古典派経済学者によると、人間は生来、物を獲得しようとする無限の欲望によって動かされる。人間行動の主たる動機は貪欲であり、それが自然状態つまり無政府状態に出現するとき、人間社会を戦争、平和破壊、そして自由の滅亡へと導く。しかし人にはかかる状況を改善しようとする理性が作用し、そこに政治社会を形成

する刺激が発生する。人はそれぞれ自然の権利を持つが、これは各人の生命、自由、財産を保証する基本的権利であり、たとえ無政府状態であっても否定することはできないし、どんな制度やいかなる人でも合理的に拒否することはできない。人の自然的権利とは自然的行為に関わるもので、個人の生命、自由、財産の保護、それに個人的福祉に関心を持つことなど凡てが人間の自然的行為である。したがって利己主義という政治的基礎に立って、各人に個人的利益を追求する権利を保証することが、つまり自然的権利の保護が国の主要目的である。これは自然に活動する人間の権利の保護、自分自身最も望ましいと思ったことを探求する権利の保護を意味する。自然の状態ではこれらの権利は決して安全ではない。なぜなら人は他人の自然的権利を尊重しないからである。政治組織の課題は人々を統治する方法、他人の利益を犯すことなく各人が自己の利益を追求する方法を見出すことであった⁸。

グランプがいう個人と社会の基本的関係については、スミスの認識も同じである。スミスの『グラスゴウ大学講義』によると、国民の間に財産が存在しないときには政府も存在しない。財産やその不平等が存在しない狩猟民族の間には、政府も存在しなかったのである。しかしながら狩猟時代から牧畜時代へ移り、畜群が私有されるようになると財産とその不平等が生じ、そこに初めて政府の発生を見る。その場合政府は、立法、裁判、行政という3つの権力を持ち、そして政府が作る法律には、正義、治政、国家収入、軍備の4大目的があった。中でも正義は政府の根幹をなすが、その目的は人を侵害から守ることであり、なかなづく大きな侵害と考えられたのは財産に対するものであった⁹。

このように政府の主要目的は財産権の侵害保護であるが、その政府決定に国民を服従させる

5 Smith (1776)

6 Bonar (1924) p.3.

7 Robbins (1965) p.34.

8 Grampp (1964) pp.718~9.

9 Smith (1763) p.15.

には2つの原理がある。1つは権威であり、他は功利である。功利の原理とは、社会の正義と平和を維持するために誰もが必要とする原理であって、その場合、人々を服従させるのは個人の功利感よりも公共の功利感であった¹⁰。グランプは、政治的教義に功利感を取り入れた所にスミスの特徴を見出している¹¹。

スミスによると、財産の保護が政府発生の直接的要因であった。生命、自由、財産に関する個人的利益は、グランプがいう所の自然的権利が国によって保護されて初めて成立するのである。これは誰もが持つ権利としての出産の自由を速やかに放棄することが、最も重要な自由を維持し促進するための唯一の方法だとするハーディンの主張と同じ視点に立つものであった。共有地の悲劇は、貪欲なまま個人的利益のみが追求される無政府状態に発生するものであり、自然的権利が保護されていない自然状態での現象であった。

ii. スミスの自由経済と人口思想

以上に見た自由主義を基礎に構築された『国富論』は、その全編が経済成長論であったことは既に触れた。収穫逡増の法則とセイの販路法則が作用する経済において、正義の法の下に遂行される個人の自由放任の経済活動は、自然調和的に均衡ある発展を遂げるのである。スミスによると、経済学は国民と国家に十分な収入を与えることを目的とし¹²、それには国をいかに成長させるかが中心課題であった。貯蓄から可能になる資本蓄積の増大が、労働賃金を高めて生産的労働者を増やし、人口増加へ導くとするスミスの一連の楽観的成長論では、人口増加が即有効需要の増大であり、それは市場を拡大して分業を促進する。分業は労働生産性を高め、生産力を引き上げ、経済を成長させて更なる資

本蓄積を促す。そこには、一度経済が成長を開始するや資本蓄積と人口増加が車の両輪となって経済を牽引し、循環的成長を画きながら最終的に定常状態に到達する長期動態論が展開されるのである。

この場合、人口増加は労働賃金上昇の結果であると同時に原因であった。人口増加は賃金の上昇に規制される消極面と、分業を促進して賃金を高める積極面を備えていた。スミス経済学の核心は後者であったが、しかし人口が賃金の上昇を上回って増殖するマルサス的な過剰人口思想はなかった。スミスの楽観主義によると、人口増加は一方で分業の利益を、他方では1人当たり資源比率低下の不利益を生むが、人口規模が未だ小さい段階では前者が後者を上回って経済には収穫逡増が作用し、その結果生ずる生産力の拡大は常に人口増加を上回るから、一度成長を開始した経済と人口は定常状態に向けて一直線に上り詰めるのである。そこでは、生産的労働を通じた人口増加が経済成長の主要因であり、需要の増加よりも供給の増大を重視するセイの販路法則に則った経済が展開される。その根底には、国に支えられ個人の適切な判断の上に成り立つ、自由放任、自然調和の経済思想があった¹³。ハーディンは「必要性の認識」において、認識しなければならない最も重要な必要性は、繁殖を行う共有地を捨て去ることだとして法的強制を強調し、さもなくば出産の自由が凡てを破滅に導くと警告したが、ハーディン自ら共有地の正当性を認めている人口密度の小さい状況で展開されたスミスの自由経済には収穫逡増の法則が作用し、人口増加は経済を繁栄に導く主要因の役割を演じていたのである。有限な世界における人口増加が着実に1人当たり幸福を減ずるとしたハーディンの悲観論は、スミス以降に登場してくる古典派の歴史的土壌収穫逡減の法則に依拠したものであり¹⁴、自然

¹⁰ Smith (1763) p.10.

¹¹ Grampp (1964) p.729.

¹² Smith (1776) p.397 訳 [Ⅲ] 3ページ。

¹³ 大淵・森岡 (1981) 80~2ページ。

¹⁴ 中山・南 (1959) 11ページ。

の権利が保護された共有地に展開される楽観的なスミス経済学には存在し得なかったのである。

IV. マルサスの人口原理

既述のように、収穫逓増が作用するスミス経済学には過剰人口発生之余地はなく、経済が成長し人口が増加する繁栄した社会の実現こそ『国富論』の中心課題であった。人口が増加し得るのは富裕でなく繁栄であることを強調したスミスは、25年で倍加する勢を持つ北アメリカ植民地の人口増加にその実例を見出していたのである。

しかしながら、人口増加に伴って土地収穫逓増から逓減の時代に移ると、人口に対する考えは変化してくる。18世紀も末に至ると、繁栄を齎すと考えられた増加する人口が、抑制されなければ過剰となって、国を貧困に導くと考えられるようになる。マルサス『人口論』¹⁵の登場は、人口増加に対するスミスの楽観論を悲観論に変えたが、自由主義思想は基本的に変わることはなかった。人口が持つ規制と増殖の両原理による進展・逆転の波動運動が、経済の波状的発展と社会的貧困を生み、そこに生ずる人口の積極的妨げを回避するには人口を道徳的に抑制しなければならない、とするマルサスの人口波動理論も、決して個人的自由主義を否定するものではなかった。過剰人口から生ずる社会的貧困を、個人の社会的責任に訴えたマルサスの道徳的抑制の主張は、スミスがいう正義の法に則った公共的功利感を重視する姿勢の現れといえよう。マルサスが救貧法改正や空想的社会主義に反対したのも、それが労働者の自由な行動の基調をなす自治独立の精神を弱め、無責任な結婚・出産を助長することによって過剰人口を招き、社会的貧困の増幅に繋がることを恐れたからである。

このような過剰人口論を展開したマルサスは、『人口論』第6版の中で、彼を人口の敵と

推断するのは全くの誤解だとして、罪悪や窮乏といった害悪を齎す人口対食物の不利な比率から生ずる人口増加問題を、ハーディン同様、牧場を例に説明している。それによると、かかる人口問題は人口の稠密な国よりも希薄な国に多く見られる現象であって、いま土地に十分な家畜を入れるよう教わった若い牧畜業者が、利潤と事業の成功を求めて家畜の繁殖を進める場合、農場が持つ飼育能力の適度について無知なために、瘦せて半ば餓死状態の家畜を殖やすことになって、それは牧畜業者自身の責任である。なぜなら指導者が多くの家畜が有利だという時、それは適度な状態にある家畜を意味するのであって、数は多くても価値の低い家畜を意味しているのではないからである。このように述べてマルサスは、農場でより多くの頭数を飼育することは望ましいことではあるが、土地が受入れ条件を整えないうちに多くの家畜を飼育することは愚かで不適当だという農業者を、多数の家畜の敵と見なすことはできないであろう、と自らを弁護したのである¹⁶。

ハーディンに類似したこの過剰放牧論議の対象が、公共地か否かは定かでないが、農場が持つ扶養力について無知なまま利潤を求めて頭数を増やす牧畜業者の行動に関しては、共通なものがある。悲劇の解決策を出産の自由の放棄に求めたハーディンに対し、マルサスは個人の出産の自由は認め、各人の自発的な出産抑制を期待したのである。そしてマルサス人口原理は、自由を求めたベンサム功利主義グループの新マルサス主義運動を支える基礎的理論を形成していた。

V. ベンサムの功利主義と人口思想

功利主義の立場からするベンサムの自由放任思想は、根拠に違いがあるとはいえ結論はスミスと同じである¹⁷。ベンサム功利主義の中心課題は、社会改革によっていかに最大多数の最大

¹⁵ Malthus (1798)

¹⁶ Malthus (1826) 訳 (1985) 656ページ。

¹⁷ 関嘉彦 (1967) 35ページ。

幸福を達成するかであり、その手段は自由主義であった。自分自身の幸福に関する最上の判定者である個人が自由に自己の幸福を追求し、それを社会の構成員について総計すれば、そこには最大多数の最大幸福が達成され、社会的利益が実現される。その場合、人間行動を支配するのは快楽と苦痛であって、快楽を生む行動は善であり苦痛を生む行動は悪である。個人の快苦の感受能力はだれでも等しく1人と計算されているから、最大多数の最大幸福は社会的善であり、個人の幸福追求を阻止する政治的、経済的制限は除去されるべきものであった。

その際問題となるのは、個人的幸福の自由な追求が互いに衝突して、ハーディンがいう共有地の悲劇を生むことにはならないだろうか、ということである。これについてベンサムは「最大多数の最大幸福は政府の唯一の正当で適切な目的である。誰の幸福も減ずることなく全員の幸福を高めることができる限り、全員の最大幸福が政府目的であり、他人の幸福を減ずることなく誰の幸福も高めることができない限り、最大多数の最大幸福がその目的である¹⁸。」と述べて、個人間の幸福に関する利害関係から政府目的の違いを明らかにしたベンサムは、更に他の箇所において以下のように論じている。「どんな場合にも各人の幸福は他人の幸福と競合する傾向がある。例えば2人が住む家に、月1人がやっと生活できる食料しか供給されないとすれば、各人は幸福のみならず生存も競合にさらされ、他人の生存とは両立しない。したがって凡ゆる場合に適応するには、全員の最大幸福ではなく、最大多数の最大幸福と表現する必要がある¹⁹。」

このように、最大多数の最大幸福を政府目的とするベンサム功利主義が、全員の最大幸福を達成し得ないとした理由は、各人の幸福追求が最終的に所謂「パレート最適」の極大状態に到達し、他人の幸福を減じない限り、最早誰の幸

福も高めることができなくなるからである。そして最大多数の最大幸福を全員の最大幸福から区別することによってベンサムは、極大人口ではなく、1人当たり幸福を最大化する適度人口を考えていた。また、そこに生ずる個人的幸福の競合例としてマルサス人口法則を取り挙げ、人口対食料の不均衡が幸福はもとより生存すら脅かすことを指摘して、全員の最大幸福達成の不可能なことを過剰人口の面から明らかにしたのである。ベンサムがマルサス人口法則を基礎に、最大多数の最大幸福達成の手段として産児制限運動を展開したのも、個人間の幸福追求の競合を回避するには人口抑制が必要であることを認識していたからである。新マルサス主義運動の先駆者プレース (Francis Place) が功利主義の立場から産児制限を主張したように、それは自然の法則に反するものではなかった²⁰。

ハーディンは数学的および生物学的理由からベンサムの最大多数の最大幸福を否定していたが、以上の議論から理解し得るように、最大多数の最大幸福は複数の変数の同時達成ではなく、「パレート最適」内において各人の幸福を総計した結果生ずる最大幸福が最大多数を形成する。したがって、凡ての労働カロリーを限りなくゼロに近づけ、幸福を減ずることによって可能となる最大多数の達成は、新マルサス主義に基づく功利主義の観点からすればあり得ないことであった。

ベンサムによると、個人的幸福の自由な追求から生ずる衝突という反社会的幸福観念は、教育によって是正される。子供の頃から正しい観念に関する啓蒙教育が実施されるならば、各人の幸福観念は次第に社会一般のものとして調和するようになり²¹、そしてかかる道徳心の向上は世論に反映され、最大多数の最大幸福を増進する行動が賞賛されて快楽を齎し、人は名声の動機から慣習的に功利的行動をとるようになるというのである。

¹⁸ Schofield (1989) p.3.

¹⁹ Schofield (1989) p.234.

²⁰ Huzel p.206.

²¹ 馬場啓之助 (1947) 61ページ。

このような教育による道徳心の向上については、ハーディンも1人当たり最大幸福を実現する適度人口において言及している。それによると、適度人口は最大人口よりも小さく、スミスの自由思想を放棄しなければ達成できない。何故なら共有地で行う各人の自由な行動は、出生調節によって適度人口を達成するのではなく、個人的利益だけを求めて過剰人口を生み、社会的破滅に導くからである。この悲劇を回避するには、道徳心の養成を通じて共有地における自由な行動抑制の必要を認識し、出産の自由を速やかに放棄することが必要であり、その手段としてハーディンは教育を主張したが、これはベンサム教育論と同じ次元に立つものであった。

教育による道徳的制裁は、ベンサムの政治的制裁、つまり彼本来の目的である立法の基礎をなすものであったし、道徳も立法もともに同じ功利主義の原理に立っていた。ベンサムは、個人の功利主義的行動を社会的な最大多数の最大幸福に結び付ける手段として、立法による政治的制裁を考えていたが、他人の自由を侵害しない限り、国民の自由を束縛する法律に反対し、最大多数の最大幸福を促進する限り法律の拡大に賛同した。そして立法という政治的制裁によって、公共の利益を高める行動には報いを与え、不利益を齎す行動には罰を与えて、個人と公共の利益を一致させようとしたのである²²。

以上要するに、出産の自由を捨て去る必要を法的強制によって認識させ、それを教育によって周知させようとするハーディンの主張は、ベンサムの功利主義と軌を一にするものであった。ベンサムは常に、最大多数の最大幸福実現のための公私の利益一致策を考えていたが、マルサス『人口原理』(1798年)の出る前年に人口制限を提唱し²³、法律改正によって出産の自由を抑制しようとしたのもその一環であった。

VI. ミルの自由主義と人口思想

ベンサム功利主義とマルサス人口法則の立場から自由主義をより鮮明に論じたのはミルである。ハーディンが特に言及していた訳ではないが、最後にその自由思想に触れてみたい。ミル自由主義の基礎的裏付けになったのは最大多数の最大幸福であり、人間が幸福を求めるのは自然の法則であった。したがってミルが産児制限を熱心に推奨しても、それが功利主義に基づく限り、自然法則に反するものでなかったことはプレースと同じ思想に依拠していた²⁴。またミルがマルサスの道徳的抑制に反対したとはいえ、マルサス人口法則が土地収穫逓減法則とともに、ミル経済学の基礎的要因であることには変わりはなく、自然が支配する生産の究極的制約要因である土地収穫逓減の重圧を緩和して貧困を回避する方策は、人口をいかに抑制するかであった。一方、人為の支配する分配においては、生産以上に人口抑制が必要になると主張したミルは、人口増加と土地収穫逓減を背景に拡大し続ける賃金総額に対し、資本の増加を上回る労働人口の抑制こそが労働者を貧困から解放する唯一の道と考えたのである。

ミルが労働供給の側に労働者の貧困の原因を求め、賃金基金の拡大による労働需要の増大策に反対したのは、救貧法承認の前提と、賃金基金の拡大から生ずる労働者の無責任な出産を回避するマルサス的出産抑制の考えがあったからである。ミルが救貧法を承認した裏には、自身の思想上の変化や自由放任主義の限界という事実判断、さらには功利主義哲学に基づく産児制限への強い自信の意志表明があった。そして国による子供の扶養義務と、個人による社会的負担回避のための出産抑制の道徳的義務を訴えたミルは、労働者階級の間に自分達の幸福にとって家族制限が必要だとする考えが確立するのなら、かかる道徳上の義務を法律的義務に変える

²² Bentham (1943) 訳 (1967) 109ページ、注2。

²³ Himes (1936) p.267.

²⁴ Huzel (2006)

ことは正当化されると考えたのである²⁵。

ミルの出産権否認には功利主義哲学が大きく影響していた。ベンサムが経済改革の一手段として人口抑制を提唱した最初の人であったことは既に見たが、産児制限運動は功利主義哲学の産物といわれるほど、両者の間には深い関係が存在していた²⁶。ミルは『自由論』の中で、個人が自由に追求する利己心が、他人の利己心と衝突して彼らに害を齎すならば、もはや最大多数の最大幸福が達成されないことは、出産に関しても同様だと主張している。そして出産は人間生活の中で最も責任ある行為の一つであるから、望ましい生活を営む見込みがなく子供を持つことは犯罪であり、それによって全体の労働報酬が引き下げられるとすれば、それは労働報酬で生活している凡ての人々に対する重大な犯行である。したがって、大陸の多くの諸国には家族を扶養できない結婚に対し許可を出さない法律があるが、これは国家の正当な権力を逸脱するものではなく、他人を害する行為を禁止するための国家の干渉に外ならないと述べて、ベンサムの法律論を展開したのである²⁷。

このようにミルは、個人の社会的責任を問う功利主義の立場から出産権を否定し、人口抑制への国の介入を容認した。マルサス人口法則と功利主義哲学は、自己の貧困と他人への害悪を回避するには産児制限が必要であり、国の個人的自由への介入も認めたのである。その一方でミルは、女性も公民権を得て男女が同じ発言権を持ち、社会的負担になる子供を生まない思慮深い慎重な行動を取るようになれば、法的制裁は不要になると考えていた²⁸。功利主義の正しい行為の基準は、行為者個人の幸福ではなく関係者全員の幸福であり、そしてその究極目的を

量・質ともに、できるだけ苦痛を免れ、できるだけ豊かに快楽を享受する生存に求めた。これは、1人当たり最大幸福測定のための共通判断基準として生存を考えていたハーディンの思想と共通するものであった²⁹。「自分と同じように隣人を愛することが、功利主義道徳の理想的完成をなす」³⁰とするミルの功利主義哲学においては、法律と社会の仕組み、それに教育と世論の力を必要とし、特に教育は過剰労働供給を生む労働者間の不節制と無思慮の習慣を変え、共同福利の侵害行為を阻止する手段と考えられたのである³¹。ただ人口増加を抑制する教育の普及は貧困な経済状態では実現不可能であり、生活に余裕がなければ教育の持つ価値を理解させることは困難であって、貧困な労働者の習慣や欲求を改善するのは、困難で時間の掛かる仕事だと述べている³²。

過剰人口の危機が脳裏から離れることがなかったとされるミルの人口思想は³³、ハーディンのそれと同様である。ハーディンが共有地に対し抱いていた危機意識は19世紀功利主義形成の原点であり、個人間の利己心の対立が最大多数の最大幸福達成を不可能にすることは、功利主義哲学の基礎的自由主義の中心課題であった。またハーディンが出産の自由放棄を周知させる手段とした教育についても、ミルは功利主義道徳の理想的完成のための基礎的要因と考えていた。ただ、教育の普及が人口を抑制するようになるには、国民生活に余裕が必要だとするミルの指摘は、共有地の悲劇の舞台になった20世紀60年代の途上地域において、国民の貧困が教育の普及を妨げ、人口抑制に繋がらなかった事実からも明らかであろう。

25 Mill (1848) 訳 (2) (1960) 341ページ。

26 Ledbetter (1976) p.8.

27 Mill (1859) 訳 (1971) 215～6ページ。

28 Mill (1848) 訳 (2) (1960) 341～2ページ。

29 Mill (1861) 訳 (1967) 472ページ。

30 Mill (1861) 訳 478ページ。

31 Mill (1848) 訳 (2) (1960) 344～6ページ。

32 Mill (1848) 訳 (2) (1960) 346ページ。

33 Schwartz (1968)

VII. ミルの精神的危機

ハーディンが、過剰人口を回避するには出産に対し個人的責任を課さなければならないとして、強制的な社会協定、つまり何らかの法律の制定を主張していたことは先に指摘したが、法律改正による社会改革はベンサム功利主義の根幹をなすものであり、自己の幸福達成のための基本的手段であった。ミルも最大多数の最大幸福を達成するためには、個人の社会的責任を問う功利主義の立場から、自己の貧困と他人への害悪を招くような出産を法律によって規制する必要性を主張して、積極的に社会改革を推進したが、このようなミルの強い利他的思考は、彼の精神的葛藤を通じて培われたのである。『自伝』³⁴の中で自ら述べているように、ミルが社会改革の方向に進む契機となったのは1821年の冬、初めてベンサムを読んだ15歳の時で、そこから彼の生涯の目的は決定され、社会改革者になる決意をしたのである。真剣で永続的な安住の地として、自己の幸福の凡てをこの目的に掛けると決意したミルは、自身の幸福や世間の全面的改善の進行に自分も一役買っていると考え、数年間は充実した生活を送っていたと回顧している。

しかし1826年の秋、ミルは突如として快樂も昂奮も感じられない、神経が麻痺した状態に陥ったのである。ミルは、生涯の目的とする制度や思想の変革が凡て完全に成就できたとしても、果たしてそれが自分にとって大きな喜びであり幸福であろうかと自問し、それに対する自意識の答えが「否」であることを知った時、社会改革に掛けた彼の全幸福は一朝にして魅力を失い、その目標達成手段に興味を感じることが無くなったのである。生きる目的を失ったミルは、感情の喪失をすぐに取り戻すことができず、この状況を「わが精神史の一危機」と表現している。

これまでミルは人と共感する喜びとか、他人や全人類のためということを生きていく目的とする

気持ちこそ、最も偉大で確実な幸福の源であると確信していた。しかしある気持を持っては幸福になれることを知ったからといって、その気持ちになれるものではない。ミルの長い間の知的修練は分析の習慣を養ってくれたが、感情を育てることはなかった。年少のうちにある程度の虚栄心を満足させていたミルは、名誉や栄達に対する欲望が一つの情熱にならないうちに多少ともそれを満たしてしまっていたがために、その追求に無関心になり、私利の追求や無私にも喜びを感じなくなっていたのである。

生きる希望も失った暗澹たる生活の中に一筋の光明を見出したのは半年後のことで、マルモンテル (Jean-François Marmontel) の『回想録』の一節を読んで感動し、涙を流した時であった。失われていた感情を取り戻し、自分の説や公共の利益のために働くことに昂奮を感じることができるようになったのである。ミルはこの危機を通じて2つのことを学んだという。1つは新しい人生理論で、幸福が彼の行動律の基本原則であり人生の目的であることに変わりはないが、幸福を直接の目的にしない場合にかえって、その目的が達成されると考えるようになったことである。自分自身の幸福ではなく、他人の幸福や人類の向上、あるいは芸術や研究でも、それらを手段としてではなく目的とすることによって、副産物的に自己の幸福が得られ、人生が楽しいものになるという新理論である。幸福を人生の目的にすれば、途端にそれだけでは物足りない気がしてくる。幸福になる唯一の道は、幸福以外の何かを人生の目的に選ぶことであった。

危機から学んだ第2の点は、人間の幸福にとって個々人の内的教養を重視するようになったことである。ミルがこれまで重視してきた知的教養という能動的能力に加えて受動的感受性も養う必要があることを悟ったのである。個人や社会の進歩から生ずる結果は、知的教養だけでなく他の能力も付加することによって修正し、内容を豊かにすることが重要だと思っ

³⁴ Mill (1873) 訳 (1960)

になった。彼の倫理的、哲学的信条の中で、感情の陶冶ということが基本的な点の1つになったのである。

このように精神的危機から多くを学んだミルは、人間的教養の手段として詩や芸術の重要性を認めるようになった。特に彼の精神的要求を満たしてくれたのは、ワーズワース (William Wordsworth) の短詩集に歌われた自然の風景美であり、その美に感激した感情の状態と、その感情に彩られる思想状態の表現であった。ミルはその詩の中に彼が求める感情の教養を見出すとともに、静かな黙想の中に永久の幸福があることを学んだ。その結果ミルは、習慣的意気消沈状態から完全に脱して二度と逆戻りすることはなかったのである。

精神的危機を経験することによってミルは、人間の幸福には感情の陶冶や間接的な幸福の追求が必要であることを認識しベンサム主義を修正したといわれるが、功利主義理論の基本的妥当性を否定するものではなかった。しかしこの変化は若きミルの思想の根幹に係わるものであり、最大多数の最大幸福の達成をより利他的に考えるようになったのである。

VIII. おわりに

途上国の過剰人口問題に関連して展開されたハーディンの「共有地の悲劇」は、ローマクラブへの報告書『成長の限界』の中で「技術では解決できない問題」の論理的根拠を提供していた³⁵、また現在わが国に進行している少子化現象にも援用されて、少子化に伴う公共の利益と個人の利益との間の齟齬解消のための理論的手段ともなっている³⁶。しかしこれまで考察してきたように、スミスの自由主義にも、またベンサムやミルの功利主義にも、共有地の悲劇を生む可能性はなかった。社会的不利益を回避するためには、個人の自由な行動に対する法的規制も辞さないとする彼らの強い姿勢は、自由主

義思想の神髄であり、ハーディンがいう悲劇は、他人の不利益を顧みることなく個人的利益のみを追求する無政府状態に出現する現象であった。経済学的には、自由財であった土地が希少財に転換することによって生じた悲劇といえよう。20世紀60年代の途上地域に見られた人口爆発は、低い生活水準、低い教育水準、そして非近代的な制度の下に発生したのであって、この時期に流布した「見えざる手」の思想は、スミスらがいう本来の自由放任主義とは異なるものであったし、ハーディンが訴えた悲劇解決策は、いわば彼ら先人達の反復にすぎなかったようである。

<参考文献>

- 馬場啓之助 (1947) 『ジョン S.ミル』現代経済学叢書7、東洋経済新報社。
- 兼清弘之 (2000) 「共有地の悲劇としての少子化」、中央大学経済学研究会編『経済学論纂』、岡田実教授古稀記念論文集、第40巻、第5・6合併号。
- 森岡 仁 (1967) 「アダム・スミスの経済政策思想—特に経済発展との関連において—」、駒澤大学商経学会編『研究論集』第9号。
- 中山伊知郎・南 亮進 (1959) 『適度人口』経済分析全集、勁草書房。
- ニクソン, R. (1969) 国井長次郎訳 (1971) 『人口についての教書』世界と人口シリーズ No.1、家族計画国際協力財団。
- 大淵 寛・森岡 仁 (1981) 『経済人口学』、新評論。
- 関 嘉彦 (1967) 「ベンサムとミルの社会思想」、関 嘉彦編『世界の名著38 ベンサム・J.S.ミル』、中央公論社。
- Bentham, J. (1943) *A Fragment on Government and an Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Blackwell's Political Text, Oxford. (山下重一訳 (1967) 『ベンサム 道徳および立法の諸

³⁵ Meadows, et al. (1972) 訳 (1972) 131~3ページ。

³⁶ 兼清 (2000) 137~50ページ。

- 原理序説』、関 嘉彦編、同上書).
- Bonar, J. (1924) *Malthus and His Work*. New Impression (1966), Frank Cass, London.
- Ehrlich, P.R. (1968) *The Population Bomb*, rev. ed., New York. (宮川 毅訳 (1974) 『人口爆弾』河出書房新社)
- Grapp, W.D. (1964) "On the Politics of the Classical Economist" *Quarterly Journal of Economics*, Vol.62.
- Hardin, G. (1968) "The Tragedy of the Commons" *Science*, Vol.162, December.
- Himes, N.E. (1936) "Jeremy Bentham and the Genesis of English Neo-Malthusianism", *Economic History (Suppl. of the Economic Journal)*, Vol. III.
- Huzel, J.P. (2006) *The Popularization of Malthus in the Early Nineteenth Century England*, Ashgate, Vermont.
- Ledbetter, R. (1976) *A History of the Malthusian League 1877-1927*, State University Press, Columbus, Ohio.
- Malthus, T.R. (1798) *An Essay on the Principle of Population*, 1st ed., London.
- Malthus, T.R. (1826) *An Essay on the Principle of Population*, 6th ed., London. (大淵・森岡・吉田・水野訳 (1985) 『マルサス人口の原理』第6版、南亮三郎監修、人口論名著選集 中央大学出版部)
- Meadows, D.H., et al. (1972) *The Limits to Growth*, A Report for THE CLUB OF ROME'S Project on the Predicament of Mankind, Universe Books, New York. (大来佐武郎監訳 (1972) 『成長の限界』—ローマ・クラブ「人類の危機レポート」—、ダイヤモンド社)
- Mill, J.S. (1848) *Principle of Political Economy*, W.J. Ashley's ed. (1926), Longmans, Green and Co., London. (末永茂喜訳 (1955-63) 『ミル 経済学原理』、第1-5巻、岩波書店)
- Mill, J.S. (1859) *On Liberty*, London. (塩尻公明・木村健康訳 (1971) 『自由論』、岩波書店)
- Mill, J.S. (1861) *Utilitarianism*, Frather's Magazine, LXIV. (伊原吉之助訳 (1967) 『功利主義論』、関 嘉彦編、同上書)
- Mill, J.S. (1873) *Autobiography*, Longmans, Green and Co., London. (朱牟田夏雄訳 (1960) 『ミル自伝』、岩波書店)
- Robbins, L. (1965) *The Theory of Economic Policy in English Classical Political Economy*, Macmillan, London.
- Schofield, P. (ed.) (1989) *First Principles Preparatory to Constitutional Code*, F. Rosen (General Editor) The Collected Works of Jeremy Bentham, Clarendon Press, Oxford.
- Schwartz, P. (1968) *The New Political Economy of J.S. Mill*, (English Translation 1972), London School of Economics and Political Science, Weidenfeld and Nicolson, London.
- Smith, A. (1763) *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, Reprint (1956), Kelly & Millman, New York.
- Smith, A. (1776) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. Modern Library (1937) New York. (竹内謙二訳 (1961) 『国富論』慶友社)